

議案第11号

富津市漁港漁場整備事業分担金徴収条例の制定について
富津市漁港漁場整備事業分担金徴収条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月22日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、漁港漁場整備事業を実施するに当たり受益者から分担金を徴収するため、条例を制定するものである。

富津市漁港漁場整備事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、漁港漁場整備事業に係る分担金（以下「分担金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 漁港漁場整備事業 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第4条第1項に規定する漁港漁場整備事業をいう。

(2) 受益者 漁港漁場整備事業により特に利益を受ける者をいう。

(分担金の額等)

第3条 分担金の額は、別表に掲げる額の範囲内で市長が定める額とする。

2 市長は、前項に規定する分担金の額を定めたときは、速やかに当該分担金の額等を受益者に通知するものとする。

(分担金の徴収)

第4条 分担金は、一括して徴収するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 受益者は、市長が指定する期限までに分担金を納めなければならない。

(分担金の減免等)

第5条 市長は、災害その他やむを得ない理由により受益者が分担金を納入することが困難であると認めるときは、当該分担金を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、分担金の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の漁港漁場整備事業から適用する。

別表（第3条関係）

事業区分	分担金の額
県営漁港整備事業	市負担金に3分の1を乗じて得た額
市営漁港整備事業 (1) 国県補助事業 (2) 市単独事業	総事業費から国及び県の補助金を控除した額に 3分の1を乗じて得た額 総事業費に3分の1を乗じて得た額
漁場整備事業	総事業費に3分の1を乗じて得た額